

一般社団法人日本発達心理学会 年次大会規則

2015年10月4日 制定

改正 2016年 9月25日

2017年 3月24日

2020年 3月20日

2021年12月 5日

2022年12月18日

2024年 9月28日

(目的)

第1条 この規則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条及び第37条、「年次大会委員会規程」第4条第1項(2)に基づき、年次大会(定款に従い、「大会」という名称で開催する)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(大会委員会の構成メンバー)

第2条 大会委員会(以下、「委員会」という)の構成メンバーは、大会委員長が、所属の本会会員(以下、「会員」という)から、あるいは近辺の会員から選出する。

2 Web大会の場合には、所属あるいは近辺の会員で構成する必要はない。事情によっては他地域や日本以外に居住する会員を含むこともできる。

(大会委員会の業務内容)

第3条 大会委員長は、委員会を組織し、年次大会委員会と連携して、次の事項を処理する。

- (1) 大会に係る準備及び大会中の運営、運営事務等を統括する。必要な場合には、これらの準備及び運営、運営事務等を、外部の専門業者に委託することができる。
 - (2) 本会ホームページにリンクされた大会オフィシャルサイトを作成し、運営する。
 - (3) 展示業者を選定し、運営及び運営事務等を統括する。
 - (4) 大会プログラムを作成し、会員全員に配付する。
 - (5) 大会プログラムと大会論文集(電子媒体)を作成し、大会参加者及び購入希望者に配付する。
 - (6) 大会参加者数及び発表者数、発表変更などを理事会に報告し、理事会の承認を得て、会報へ掲載する。
 - (7) 大会の収支決算を、本会事務局と連携して作成し、理事会に報告する。
- 2 大会に関する会計処理及び外部の専門業者との契約手続き等は本会事務局が担当し、理事会と年次大会委員会、事務局は大会の運営をできるかぎり支援する。

(大会参加費)

第4条 大会では、会員種別及び参加種別にしたがって、「年次大会規則別表1」の大会参加費を徴収する。参加費は、年次大会委員会及び理事会の承認を経て、再設定することを妨げない。

(発表種別と発表成立要件、企画料金)

第5条 大会では、次の種別の研究発表を適宜選定して実施する。各種別での発表成立要件と企画料金は「年次大会規則別表2」に定める。

- (1) 講演
- (2) 学会企画シンポジウム
- (3) 学会企画ラウンドテーブル
- (4) 関連団体企画シンポジウム
- (5) 関連団体企画ラウンドテーブル
- (6) 自主企画シンポジウム
- (7) 自主企画ラウンドテーブル
- (8) 研究発表

(改定)

第6条 この規則の改定は、理事会の承認を得るものとする。

年次大会規則別表1

参加費

会員種別	参加種別	期限内の事前納入	期限後の納入 (当日納入を含む)
一般会員	大会参加のみ	12,000円	13,000円
	大会参加・発表	12,000円	
学生会員	大会参加のみ	9,000円	10,000円
	大会参加・発表	9,000円	
非会員	一般・大学院生	14,000円	15,000円
	学部生	1,000円	2,000円

※1 企画料金は大会委員会で設定することを妨げない

年次大会規則別表 2

発表成立条件と企画料金

※大会参加申込手続き並びに大会参加費を支払うことが前提となる（招待を除く）

研究発表種別	成立条件	企画料金※注 3
学会企画（大会委員会、各種委員会、他学会等共催） 講演／シンポジウム／ラウンドテーブル	①発表論文集への論文の提出 ②登壇者（話題提供者、指定討論者等）による研究発表の実施 ③討論への参加 ※注 1	学会負担
関連団体 シンポジウム／ラウンドテーブル	①発表論文集への論文の提出 ②登壇者（話題提供者、指定討論者等）による研究発表の実施 ③討論への参加 ※注 1	5,000 円
自主企画 シンポジウム／ラウンドテーブル	①発表論文集への論文の提出 ②登壇者（話題提供者、指定討論者等）による研究発表の実施 ③討論への参加 ※注 1	20,000 円
研究発表	①発表論文集への論文の提出 ②指定されたセッションへの参加並びに当該セッションでの責任発表者による研究発表の実施 ③討論への参加 ※注 2	大会参加費に含まれる

※注 1 発表論文集に示された登壇者の発表・コメント等に関して、代理人による代行（プログラムに公式に明示されていない動画等による登壇も含む）は、発表論文集に示された登壇者本人の発表・コメントとして公式には認めない。ただし、真にやむを得ない事情があり登壇者の交代を希望する場合は、大会委員会の事前の承認を得た時に限り認める。なお、大会委員会の事前の承認にかかわらず、公式記録から発表論文集に示された当該登壇者を削除する。

※注 2 発表論文集に示された責任発表者の研究発表に関して、代理人による代行（プログラムに公式に明示されていない動画等による発表も含む）は研究発表として公式には認めない。ただし、真にやむを得ない事情があり共同発表者の一人と責任発表者の交代を希望する場合は、大会委員会の事前の承認を得た時に限り認める。なお、大会委員会の事前の承認を得ていない場合、公式記録から発表論文集に示された当該研究発表を削除する。

※注 3 企画料金は、年次大会委員会・理事会の承認を経て、大会委員会で再設定することを妨げない